

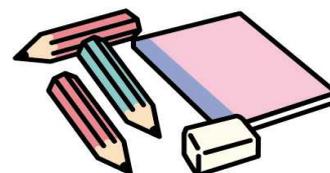
# 岡谷市いじめ防止等のための基本方針【概要版】

平成31年2月

岡谷市・岡谷市教育委員会策定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、児童生徒や保護者、関わった人たちの心に長期にわたり深い傷を残すものです。

岡谷市では、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を、総合的かつ効果的に推進することを目指します。また、学校では、切ない思いをする子どもを一人でも減らせるように、学校いじめ防止等のための基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。



## いじめとは

- ・当該児童が一定の人間関係のある者から心理的又は物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいいます。
- ・ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、広く認知の対象とします。
- ・いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童生徒はいじめを行ってはなりません。

## いじめ防止等に関する基本的な考え方

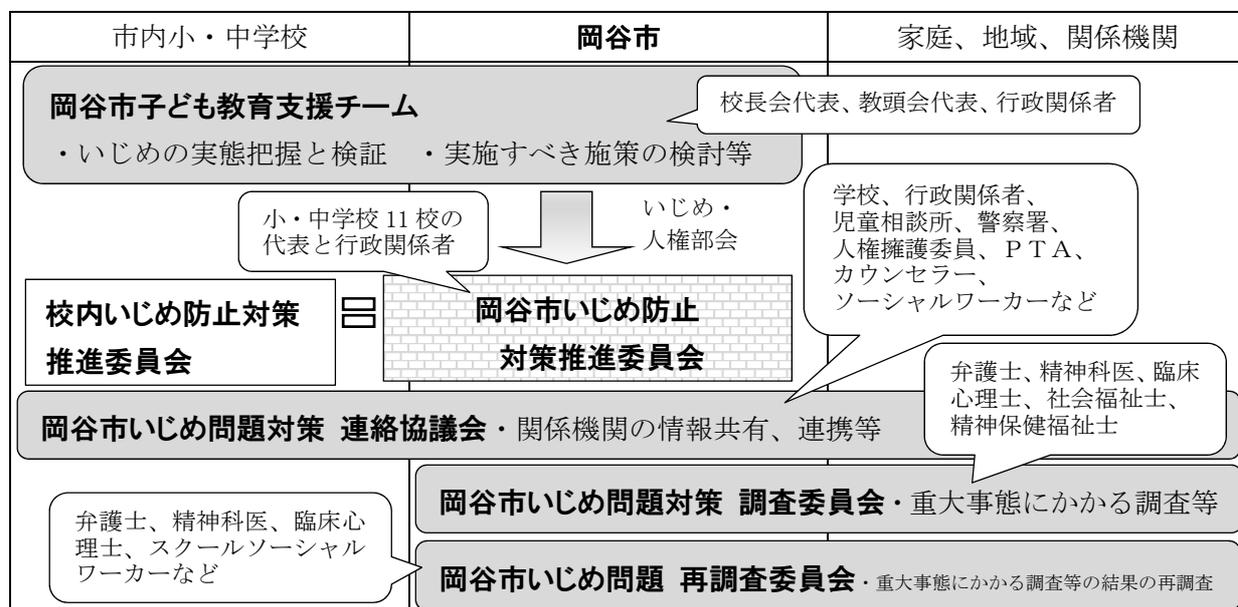
学校教育では、日常的な取組として次の3点を大切にされた学校づくりを基本とします。

- (1) 教師と子ども、あるいは子ども同士のよりよい**人間関係づくり**
- (2) 子どもが安心して過ごせるよりよい**学級づくり**
- (3) 学級を舞台に子どもが成長を実感できるよりよい**授業づくり**

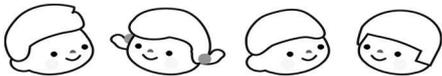
いじめ問題については、どの子、どの学校にも起こりうるという認識のもと、

「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つを柱とし、これまで積み重ねてきた特色ある取組を継承、発展させるとともに、実効性のある対策を進めます。

## 組織



## 具体的な取組

未然防止 いじめを生まない、許さない	早期発見 いじめに気付く、見逃さない	早期対応 迅速かつ適切に対応
<div data-bbox="518 315 1134 383" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 0 auto; width: fit-content;"> <b>行政、家庭、地域、関係機関</b> </div>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・褒められたり認められたりする経験を通じて、自分を大事にし相手を傷つけない子どもに育てる。</li> <li>・家庭では、規範意識や基本的生活習慣を養い、情報機器利用の家庭内ルールを決める。</li> <li>・地域社会全体で、いじめへの意識を高め、日常的な連携体制を築く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政では相談支援体制を整え、広報周知を図る。</li> <li>・家庭では安心できる環境のもと、いじめのサインを察知し、早めに連絡する。</li> <li>・地域ボランティア等の取組により、変わった様子はないか見守る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが起きたときには、関係者が連携し合って速やかに適切な対応を行う。</li> <li>・カウンセラーやソーシャルワーカー等を活用し、丁寧な相談支援を行う。</li> <li>・家庭や地域では、調査が必要なときには積極的に協力する。</li> </ul>
<div data-bbox="547 741 1077 808" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 0 auto; width: fit-content;"> <b>市内小中学校</b> </div>		
ア いじめの起きにくい学校、学級づくり イ 「いじめは絶対に許さない」という雰囲気共有 ウ 児童生徒による主体的活動の推進	ア 信頼関係の構築、相談体制の充実 イ 日常の学校活動を通じた早期発見 ウ アンケート、アセス、Q-U調査等の活用	ア 迅速で適切な対応を行うための体制づくり イ いじめの事実関係を確認 ウ いじめに関わった児童生徒等に対する丁寧なケアと指導 エ 再発防止策の検討
<div data-bbox="231 1093 654 1126" style="font-weight: bold;">子どもたちによる「いじめ根絶運動」</div> <p>平成20年度から、4中学校の生徒会を中心に活動を継続。平成25年度からは小中合同で「いじめ根絶子ども会議」を開催し、すべての学校から「いじめ」がなくなり、笑顔あふれる学校にするにはどうすればよいかを真剣に考えています。</p> <p>会議で学んだ内容は、それぞれが自分の学校に持ち帰って仲間に発信しています。</p> <div data-bbox="917 1205 1359 1281" style="text-align: right;">  </div>		

## 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」に基づき、適切に対応することが必要です。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

調査結果を踏まえて再度、いじめ防止等に対する取組を見直し、必要な措置等の改善を図ります。

### いじめのサインを見つけたら…相談してみんなで解決を

- 【学 校】 校長、教頭、学級担任などへ、気軽に相談してください。
- 【岡谷市】 子ども教育相談センター（市役所教育総務課内）  
0266-23-4811（代表） 内線 1217・1232  
分室（諏訪湖ハイツ内） 0266-24-2206
- 【県や国の機関】 学校生活相談センター（長野県教育委員会心の支援課内）  
24時間いじめ相談電話 0120-0-78310（なやみ言おう）  
子ども人権110番（長野地方法務局） 0120-007-110